

第3回三島市、裾野市及び長泉町消防広域化推進協議会の協議結果について

開催日 平成27年8月18日

開催場所 長泉町消防本部

協議事項

予算協議	協議会平成27年度補正予算（案）について
結果	（案）のとおり承認された。
協議第1号	広域化の方式について
結果	組合方式は「一部事務組合」とする。
協議第2号	組合の位置について
結果	三島市南田町4番40号とする。
協議第3号	消防本部の名称について
結果	継続協議とする。
協議第4号	組合の名称について
結果	継続協議とする。
協議第5号	管理者について
結果	管理者は、「三島市長」とする。
協議第6号	会計管理者について
結果	会計管理者は、「三島市会計管理者」とする。
協議第7号	監査委員について
結果	監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て組合議員及び識見を有するものから、それぞれ1人を選任するものとする。
協議第8号	公平委員会について
結果	三島市等と共同で設置する。
協議第9号	消防団事務の取扱いについて
結果	消防団事務は、市町で行う。
協議第10号	防災部局との関係について
結果	消防本部に市町防災担当部局との担当窓口を設置し、円滑な連携を図っていく。

協議第 11 号	階級制度について
結果	消防長の階級は「消防正監」とする。
協議第 12 号	職名について
結果	組合の消防職員は「消防吏員」とする。 組合の事務職員は「職員」とする。
協議第 13 号	各種手当について
結果	扶養手当・時間外手当・休日勤務手当・夜間勤務手当については、各市町共通の内容となることから、現行のとおりとする。 住居手当・単身赴任手当については国の基準に準ずることとする。
協議第 14 号	経費の負担割合について
結果	負担割合は、基準財政需要額を基本とするが、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間は、経過措置として、過去 3 年間の常備消防費及び消防施設費の決算額の平均の割合とする。 平成 31 年度以降の負担割合については、基準財政需要額割とし、3 年ごとに見直しをする。 経常経費、投資的経費は、一つの消防本部となることから、前記の負担割合により負担する。(新たな庁舎建設は除く)
協議第 15 号	財産の取扱いについて
結果	市町の財産(動産・不動産)については、市町が保有し、組合に無償貸与する。 各市町の債務は、各市町で償還する。 借地については、関係市町が地権者の合意を得て契約更新する。
協議第 16 号	財務会計について
結果	財務会計システムは、三島市が使用しているシステムを利用し、会計処理は、三島市会計課に協力を仰ぎ実施する。 人事給与システムは、三島市と同様のシステムを整備する。
協議第 17 号	備品管理について
結果	既存備品の備品台帳は、各市町で引き続き管理する。 組合が整備する新規備品については、財務会計システムの中で適正に管理する。
協議第 18 号	広域化当初の組織体制について
結果	広域化当初の組織体制は、4 課体制(総務課、警防救急課、予防課、通信指令課)とし、消防署は(庶務、警防、救急、救助、予防)の 5 係を配置する。
協議第 19 号	消防水利について
結果	消防水利等については、市町の管理する業務となるが、日常点検は組合で実施する。

協議第 20 号	消防水利について
結果	消防本部に予防課を置き、予防係、危険物係、査察指導係を置く。
協議第 21 号	消防同意について
結果	<p>消防同意事務は、消防本部予防課が一括して行うが、各消防署においても相談窓口を設ける。</p> <p>消防設備の着工・設置にかかる事務については、既存の防火対象物は、三島市においては消防本部予防課で、裾野市及び長泉町においては各消防署で行う。</p>
協議第 22 号	消防協力団体について
結果	外郭団体の事務扱いは、三島市は消防本部予防課で行い、裾野市及び長泉町は各消防署で行う。
協議第 23 号	危険物規制事務について
結果	三島市、長泉町の危険物許認可事務は消防本部予防課が行い、裾野市の危険物許認可事務は裾野市消防署が行う。